

学校いじめ防止基本方針

南会津町立館岩中学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。すべての生徒及び教職員・保護者は「いじめはどの学校でもどのクラスでもどの生徒にも起こり得る」という認識のもと、協力し合い、生徒の尊厳を守り、いじめ防止等のための対策を講ずる。また、いじめを把握した場合は、直ちに必要な対応を行う。

2 いじめの定義

いじめとは、「本校に在籍する生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等の対策の組織

いじめ防止等の対策の組織として、下記の構成員によるいじめ防止対策委員会を設置する。定例会を年度初めと学期末に開催するとともに、委員長が必要と判断した場合に開催する。詳細については、別途定める。

<構成員>校長（委員長）、教頭、教務主任、生徒指導主事（副委員長）、養護教諭、スクールカウンセラー、他に委員長が必要と認めた者

4 具体的な取組

(1) 教育活動の充実

- ・思いやりや共感力を育む道徳教育や人権教育を推進する。
- ・情報通信機器の適切な使い方やリスクについて周知徹底する。
- ・いじめ防止に向けた教育や研修を行う。

(2) 早期発見と対応

- ・生徒の相談窓口を設置し、秘密を厳守する。
- ・定期的にいじめのアンケートを実施し、兆候に注意を払い、迅速に対応する。
- ・地域や関係機関等と連携し、情報共有を行うとともに協力体制を整える。

(3) 重大事態への対応

いじめに関する重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告して連携対応し、当該生徒の安全確保と心のケアなど、適切な措置を早急に講じるものとする。